

感染警戒レベルの基準の見直しについて

R4.5.23

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主な改正点と考え方

(1) レベルの引上げにかかる要件追加（医療アラートの感染警戒レベルへの反映）

○オミクロン株の特性

- ・現行の運用では、従前の流行株に比べ、感染力が強い一方、重症化リスクが小さいオミクロン株の特性に対応するために「感染警戒レベル」と「医療アラート」を組み合わせ、対策の内容・強度等を決定している。

○県民等への感染警戒レベルの浸透

- ・しかし、企業をはじめとする県民の皆様においては、「感染警戒レベル」のみを行動制限等の目安としている現状がある。

○過度の自粛を回避するための見直し

- ・実際の医療の状況や県の要請等に関わらず過度の自粛となっている場合があるため、「医療アラートの発出状況」による上限レベルを設定することにより、医療ひっ迫の状況を感染警戒レベルに反映させることとする。
- ・ただし、入院を必要としない軽症等であっても陽性者の絶対数が著しく多くなり、新型コロナウイルスに係る外来診療のひっ迫、医療従事者の感染による医療人材の不足が生じるおそれ等がある場合には、「医療アラートの発出状況」に関わらずレベル引上げを行うことができることとする。

○県独自基準によるレベル6の追加

- ・国による「まん延防止等重点措置・緊急事態宣言」が行われないうちであっても、医療ひっ迫時には県として独自に強い対策等を行う必要がある場合もあり得ることから、「医療非常事態宣言（病床使用率 50%以上）」を発出する場合には、全圏域をレベル6として対策を講じることとする。

(2) 新規陽性者数の基準の緩和

○前回の暫定的改正

- ・前回改正時(3/29)には、陽性者数と延べ入院者数の相関状況が下表のとおり(5.1倍)であったため、安全を見て人数要件を概ね3倍に見直した。

○今回の改正

- ・今回の改正に当たり、改めて陽性者数と延べ入院者数の相関状況を確認したところ、下表のとおり(6.7倍)となったため、人数要件を現行から2倍(前回改正以前と比べて6倍)とする。
- ・なお、今後も陽性者数と入院者数の相関の状況や新たな変異株の発生状況等を見極めつつ、緩和及び厳格化の両面で検討を継続する。

	延べ入院者数 : a	陽性者数 : b	倍率 : a/b	直前の波との倍率
第6波 1/1~4/30 (1/1~3/21)	23,183 (17,356)	53,202 (30,597)	0.4358 (0.5672)	6.7 (5.1)
第5波 7/1~9/30	10,774	3,701	2.9111	2.0
第4波 3/1~6/30	15,314	2,673	5.7291	-

※延べ入院者数：入院者×入院日数、()内は前回改正時に参考とした数値

(3) 感染警戒レベルのアラート名の廃止

- ・医療アラート（医療警報、医療特別警報など）と感染警戒レベルのアラート名（注意報、警報、特別警報 I など）との混同を避けるため、感染警戒レベルのアラート名を廃止する。

(4) 人口 10 万人以下圏域（木曽・北アルプス・北信）の取扱い変更

- ・これまでは人口 10 万人以下圏域については、比較的小規模の感染でレベルが容易に引き上がることを避けるために、南信州圏域の人口 10 万人当たり新規陽性者数を実数化したものを要件として用いてきた。
- ・今回の改正に当たって、以下のとおり整理する。
人口 10 万人を超える圏域➡人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規陽性者数
人口 10 万人以下の圏域 ➡北信圏域（人口が最も 10 万人に近い圏域）の人口 10 万人当たりの新規陽性者数（実数で比較）

2 改正後の基準

別添「長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート及び感染警戒レベル」のとおり